

監 査 報 告 書

令和5年 5月 9日
令和5年 5月 11日

社会福祉法人若山会

理事長 千島慶子様

監 事

監 事

社会福祉法第45条の18及び社会福祉法人若山会定款第18条に基づき、令和4年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。
なお、指摘事項については、早急に（ 月 日までに）改善してください。

記

- 1 実施日時 令和5年5月 9日 10時 ~ 12時
令和5年5月11日 10時 ~ 12時
- 2 実施場所 名称（ 特別養護老人ホーム 若葉苑 ）
所在地（ 大分県由布市挾間町向原1215番地2 ）
- 3 立会人 役職名（ 施設長 ）氏名（ 原田 禎二 ）

| 事 項 | 意 見 | 指 摘 事 項 | 備 考 |
|---------------|--------|---------|-----|
| 理事の業務執行状況 | 適正である | | |
| 法人の財産管理状況 | 適正である | | |
| 法人及び施設の業務執行状況 | 適正である | | |
| 法人及び施設の会計状況 | 適正である | | |
| その他の状況 | 適正である | | |
| 総括及び細部状況 | 認定・不認定 | | |

〔記載上の注意事項〕

- 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
- 不認定の場合、監事は次のことを行ってください。
 - 理事長に対して改善を求める。
 - 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
 - 大分県および由布市への報告を行う。

※ 監事の自書署名については、情報公開法第5条第1号の取扱いと同様に行い
不開示としています。

(別紙)

No. 1

| 監事監査項目 | | 監査結果 | | | 内 容 |
|--------------------|---|------|---|---|-----|
| 項 目 | 監 査 事 項 | 監査結果 | | | |
| | | A | B | C | |
| I 組織運営 | | | | | |
| 1 定 款 | ①定款準則に準拠していること。 | ○ | | | |
| | ②定款の変更が所定の手続きを経 て行われていること。 | ○ | | | |
| 2 役 員 (1) 定数・現員 | ①定数は、事業規模等の実績に即し たものであること。 | ○ | | | |
| | ②欠員が生じていないこと。 | ○ | | | |
| | ③役員名簿が整備されていること。 | ○ | | | |
| (2) 選任・任期 | ①役員を選任手続きが、定款の定め に従い行われていること。 | ○ | | | |
| | ②選任関係書類が整備されている こと。 | ○ | | | |
| | ③役員任期が明確になっている こと。 なお、補欠の役員任期は、前 任者の残任期間であること。 | ○ | | | |
| | ④任期満了後、役員選任（再任） 手続きが遅滞していないこと。 | ○ | | | |
| (3) 適 格 性 | ①欠格事由を有する者が選任され ていないこと。 | ○ | | | |
| | ②関係行政庁の職員が法人の役員 となっていないこと。 | ○ | | | |

A・・・適正
B・・・要改善
C・・・即改善
(該当欄○印)

| 項目 | 監査事項 | 監査結果 | | | 内容 |
|-------------------------------|--|------|---|---|----|
| | | A | B | C | |
| 3 理事 (1) 定数 (2) 適格性 | ③実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないこと。 | ○ | | | |
| | ④地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していないこと。 | ○ | | | |
| | ⑤役員の報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。 | ○ | | | |
| | ①定数は、6名以上7名以内であること。 | ○ | | | |
| | ①理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、法人運営の職責を果たし得る者であること。 | ○ | | | |
| | ②各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。 | ○ | | | |
| | ③当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。 | ○ | | | |
| | ④社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。 | ○ | | | |
| | ⑤当該法人の経営する社会福祉施設の長が1名以上参加していること。 | ○ | | | |

| 項目 | 監査事項 | 監査結果 | | | 内容 |
|---------|---|------|---|---|----|
| | | A | B | C | |
| (3) 代表者 | <p>①理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 なお、代表権の制限を行う場合には、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を期限内に登記すること。</p> | ○ | | | |
| | <p>②代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事としていないこと。</p> | ○ | | | |
| 4 監事・監査 | <p>③理事長以外の理事のうち1名を業務執行理事としていること。</p> | ○ | | | |
| | <p>①理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。</p> | ○ | | | |
| | <p>②1人は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。 また、1人は社会福祉事業について知識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。</p> | ○ | | | |
| | <p>③他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。</p> | ○ | | | |
| | <p>④当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p> | ○ | | | |
| | <p>⑤理事の事業執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。</p> | ○ | | | |

| 項目 | 監査事項 | 監査結果 | | | 内容 |
|---|--|---|---|---|----|
| | | A | B | C | |
| 5 理事会 (1) 開催状況 (2) 審議状況 (3) 記録 | ⑥財産状況等の監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。 | | ○ | | |
| | ⑦監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会に報告後、法人において保存されていること。 | ○ | | | |
| | ①開催手続きが、定款の定めに従って行われていること。 | | ○ | | |
| | ②予算のための理事会、決算のための理事会のほか、理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて理事会が開催されていること。 | | ○ | | |
| | ①理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。 | | ○ | | |
| | ②議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。 | | ○ | | |
| | ③理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がないこと。 | | ○ | | |
| | ④理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。 | | ○ | | |
| | ①議事録は、正確に記録され、保存されていること。 | | ○ | | |
| | 6 評議員・評議員会 | ①評議員会は、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができることになっていること。 | | ○ | |

| 項目 | 監査事項 | 監査結果 | | | 内容 |
|-------|---|------|---|---|----|
| | | A | B | C | |
| | ②評議員の定数は7名以上8名以内とし、理事を超えていなければならないこと。 | ○ | | | |
| | ③各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。 | ○ | | | |
| | ④当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。 | ○ | | | |
| | ⑤地域の代表が参加していること。 | ○ | | | |
| | ⑥評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行われていること。 | ○ | | | |
| | ⑦評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。 | ○ | | | |
| | ⑧評議員会への欠席が継続している評議員がいないこと。 | ○ | | | |
| | ⑨議事録は正確に記録され、保存されていること。 | ○ | | | |
| 7 その他 | ①社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者でなければならないこと。 | ○ | | | |

| 項 目 | 監 査 事 項 | 監査結果 | | | 内 容 |
|--------------------------|---|------|---|---|-----|
| | | A | B | C | |
| Ⅱ 事 業 1 事業一般 | ①定款に記載されている事業が行われていること。 | ○ | | | |
| | ②定款に記載されていない事業を行っていないこと。(定款の変更を行う必要がないとして大分県が認めた事業を除く。) | ○ | | | |
| | ③公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。)が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲に置いて、積極的に実施されていることが望ましいこと。 | ○ | | | |
| 2 社会福祉 事業 (1) 運営状況 | ①当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。 | ○ | | | |
| | ②関係法令通知による設置及び運営の基準に則して、適正に経営されていること。 | ○ | | | |
| | ③社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。社会福祉事業の収入を公益事業(関係法令通知により認められた事業を除く。)又は収益事業の支出に充てていないこと。 | ○ | | | |
| | ④関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。 | ○ | | | |
| (2) 事務手続 | ①事業の開始、変更及び廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。 | ○ | | | |
| 3 公益事業 (1) 必要性 | ①社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。 | ○ | | | |

| 項目 | 監査事項 | 監査結果 | | | 内容 |
|------------|--|---|---|-----------|----|
| | | A | B | C | |
| (2) 剰余金の処分 | ②公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。 | ○ | | | |
| | ③事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 | ○ | | | |
| | ④会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。 | ○ | | | |
| | ①剰余金が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられていること。 | ○ | | | |
| | 4 収益事業 | ①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第4条各号に掲げるものに限る。（3）において同じ。）の経営の財源に充てるために行われているものであること。 | | | |
| (1) 必要性 | | | | 収益事業は該当なし | |
| (2) 事業内容 | ①収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないこと。 | | | | |
| | ②事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 | | | | |
| | ③社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。 | | | | |
| | ④社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。 | | | | |
| | ⑤収益事業は、特別会計とされていること。なお、収益事業にかかる借入金は、収益事業用財産の2分の1を超えていないこと。 | | | | |

| 項 目 | 監 査 事 項 | 監査結果 | | | 内 容 |
|----------|---|------|---|---|-----|
| | | A | B | C | |
| Ⅲ 管 理 | | | | | |
| 1 人事管理 | | | | | |
| (1) 任免関係 | ①施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 | ○ | | | |
| (2) 職務関係 | ①就業規則、給与規程が設けられていること。 | ○ | | | |
| | ②職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。 | ○ | | | |
| | ③退職手当共済制度への職員の加入が適正に行われていること。 | ○ | | | |
| | ④退職手当共済掛金が社会福祉施設等職員と申出施設等職員の別に従い、独立行政法人福祉医療機構に対して適正に支払われていること | ○ | | | |
| | ⑤被共済職員退職届について本俸月額、被共済職員期間が適正に届け出られていること。 | ○ | | | |
| | ⑥職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。 | ○ | | | |
| 2 資産管理 | | | | | |
| | ①基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。 | ○ | | | |
| | ②資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管されていること。 | ○ | | | |
| | ③法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされている | ○ | | | |

| 項目 | 監査事項 | 監査結果 | | | 内容 |
|------------------|---|-----------------|---|---|----|
| | | A | B | C | |
| 3 会計管理 (1) 予算 | ④基本財産を、大分県知事の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと。(独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く。) | ○ | | | |
| | ⑤社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 | ○ | | | |
| | ⑥不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。 | ○ | | | |
| | ⑦不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。 | ○ | | | |
| | ①予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。 | ○ | | | |
| | ②予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けていること。 | ○ | | | |
| | (2) 会計処理 | ①経理規程を制定していること。 | ○ | | |
| | ②会計責任者が置かれていること。 なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織が確立されていること。 | ○ | | | |
| | ③現金保管については、保管責任が明確にされていること。 | ○ | | | |

| 項 目 | 監 査 事 項 | 監査結果 | | | 内 容 |
|----------------|--|------|---|---|-----|
| | | A | B | C | |
| (3) 債権債務の状況 | ①借入金は、理事会の議決（及び評議員会の意見の徴収）を経て行われていること。 また、借入金が必要によりなされたものであること。 | ○ | | | |
| | ②借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄付が遅滞なく履行されていること。 | ○ | | | |
| (4) 会計帳簿等の整備状況 | ①会計帳簿が整備され、証票書類が保存されていること。 | ○ | | | |
| (5) 決算及び財務諸表 | ①決算手続は、定款の定めに従い適正に行われていること。 | ○ | | | |
| | ②財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。 | ○ | | | |
| (6) そ の 他 | ①寄付金を募集する際には、関係法令の定めにしたがい行われていること。また、寄付金が、募集の際の用途に即して使用されていること。 | ○ | | | |
| | ②社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄付金を強要していないこと。 | ○ | | | |
| | ③社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていること。 | ○ | | | |

| 項目 | 監査事項 | 監査結果 | | | 内容 |
|-------|---|------|---|---|----|
| | | A | B | C | |
| 4 その他 | <p>①法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。</p> <p>②福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。</p> <p>③福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。</p> <p>④社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が講じられているとともに、その実施体制が確立されていること。</p> <p>⑤当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p> | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | |